

# 利益相反管理方針の概要



2009年6月制定  
2018年8月改正  
極東証券株式会社

当社は、当社又は当社の子金融機関とお客さまの間、並びに、当社又は当社の子金融機関のお客さま相互間における利益相反のおそれがある取引に関し、法令等及び利益相反管理方針（以下「利益相反管理方針」といいます）に従い、お客さまの利益を不当に害することのないように適正に業務を遂行いたします。当社は、法令等に従い、当社の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

## 1. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方針

「利益相反」とは、当社又は当社の子金融機関とお客さまの間、並びに、当社又は当社の子金融機関のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

利益相反は、金融取引においては日常的に生じるものですが、当社では、利益相反管理の対象となる取引のおそれのある取引（対象取引）として、以下に該当するものを管理いたします。

- ・お客さまの不利益のもと、当社若しくは当社の子金融機関、又は、当社若しくは当社の子金融機関の他のお客さまが利益を得ている状況が存在すること

当社では、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客さまから頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括部署により、適切な特定を行います。

## 2. 類型

利益相反の対象となる取引のうち、取引の構造上、利益相反を惹起する合理的な可能性があると認められる取引であらかじめ定めた方法に則って特定・管理するものについては、「一括管理対象取引」とし、一方、具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものについては、「個別管理対象取引」として区分します。個別の取引が個別管理対象取引に該当するおそれがあると判断された場合は、内部管理責任者又は利益相反管理統括部署に報告し、取引の特定を行うとともに、その管理方法に従うものとしています。

以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	お客さまと当社(子金融機関)	お客さまと他のお客さま
利害対立型	お客さまと当社又は当社の子金融機関の利害が対立する取引	お客さまと当社又は当社の子金融機関の他のお客さまとの利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当社又は当社の子金融機関が同一の対象に対して競合する取引	お客さまと当社又は当社の子金融機関の他のお客さまとが競合する取引
情報利用型	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して、当社又は当社の子金融機関が利益を得る取引	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して、当社又は当社の子金融機関の他のお客さまが利益を得る取引

## 3. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理体制の遂行のため、当社に利益相反管理統括部署を設置し、当社及び当社の子金融機関全体の情報を含めて集約するとともに、対象取引の特定及び管理を一元的に行います。対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し、組み合わせることで、利益相反管理を行います。また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、社内において周知・徹底いたします。

- (1) 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- (2) 対象取引及び当該お客さまとの取引の一方又は双方の条件又は方法の変更
- (3) 対象取引又は当該お客さまとの取引の一方の中止
- (4) お客さまへの利益相反の開示とお客さまの同意
- (5) その他、取引に応じた適切な方法

## 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社及び以下に掲げる当社の子金融機関です。

- ・ 株式会社 FE インベスト

以上につき、ご不明な点がございましたら、お客さま相談室（0120-111534）までご連絡ください。